

林 務 課

新しい森林管理がスタート

～新たな森林管理システム（森林経営管理法のご案内）～



わが国の森林は戦後進められた植林によって、現在その過半が利用可能な時期を迎えています。その一方、全国の8割の市町村では、森林が手入れ不足というデータもあり、これらの森林への対応が必要となっています。

このような現状に対応するため、平成31年4月から「森林経営管理法」が施行されます。その大きな特徴としては、自ら森林の経営管理が困難となった森林所有者に代わって、市町村が管理することができる点です。まず「手入れ不足の森林」の森林所有者から経営管理に関する意向を市町村が確認します。次に「経営管理を

行わない意向を示した森林所有者」から、経営管理に関する権利（森林経営管理権）を市町へ委託してもらいます。そして、委託された森林の中で「林業経営に適した森林」については意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託し、「林業経営に適さない森林」については市町村が直接管理します（イラスト参照。林野庁ウェブサイトより）。

これにより、森林の経営管理の担い手を確保し、手入れ不足の森林の解消と林業の成長産業化を目指します。詳しい内容は市町の林業担当課か、下記までお問合せください。

ツバキ育成マニュアルのご紹介



皆様ご存知のとおり、五島は「ツバキの島」として全国的にもその名を知られるようになり、ツバキ油の生産量は2年連続で全国1位を獲得するまでになっています。しかし、五島のツバキの多くは天然林であり、ツバキの育成方法についての情報が少ないのが問題でした。

このような現状に対応するため、県の農林技術開発センターが中心となって、「ツバキ育成マニュアル」(左図)を作成いたしました。その内容はツバキの特性、植栽法、実の採取時期など多岐にわたっており、ツバキを育てようとする方への参考になると思われま。配布をご希望の方は、下記までお問合せください。

～各種お問合せ先～

五島振興局農林水産部 林務課 TEL 0959-72-2094

林務課新上五島町駐在 TEL 0959-52-4650